

Q & A



Q1

**相続登記の申請義務化とは、
どんな内容ですか？**

A

不動産を相続(取得)したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をする必要があります。

正当な理由がないのに相続登記の申請を怠った場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。

Q2

義務を果たすには、何をすればいいですか？

A

相続人の全員で、できるだけ早期に遺産分割協議を行い、その遺産分割協議の結果を踏まえ、速やかに法務局に相続登記の申請をしてください。

話合いがまとまらないなど、不動産を相続(取得)してから3年以内に遺産分割協議を踏まえた相続登記の申請が難しい場合には、相続人それぞれが、法務局に「相続人申告登記」の申出(簡易な義務履行の手続)を行ってください。

相続後は、早めの遺産分割協議と相続登記の申請が重要です！

※民法改正により、令和5年4月から、遺産分割に関する新ルールも始まっています。

Q3

今のうちから、何をしておけばいいですか？

A

相続登記の申請義務は、令和6年4月1日より前に相続(取得)した不動産についても対象となりますので、身の回りの不動産の名義を確認して、亡くなった親族名義となっている場合には、早めに遺産分割協議を行い、相続登記をしておくことが大切です。

将来の相続に備えて遺言書を作成したりすることも考えられます。

**令和6年4月1日からの相続
登記の申請の義務化に関して、
法務省・法務局の名称を不正
に使用した勧誘や
架空請求などに
ご注意ください！**



**令和5年4月27日から相続
した利用しない土地を手放す
制度がスタートします。➡**



お問い合わせ先

法務省民事局民事第二課

03-3580-4111 (代表)

各法務局のホームページ▶



専門の資格者に相談したい場合は、

日本司法書士会連合会の
ホームページ▶
(司法書士に関するご案内)



日本土地家屋調査士会連合会の
ホームページ▶
(土地家屋調査士に関するご案内)



**令和6年4月1日から
相続登記の申請が
義務化されます！**



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

詳しくは
こちら▶



法務省民事局

日本司法書士会連合会

日本土地家屋調査士会連合会

法務省からのお知らせ

不動産を相続したら、速やかに遺産分割協議、そして、相続登記の申請を！

不動産を相続したら、できるだけ速やかに、相続人の全員で遺産分割協議を行い、その内容を踏まえた相続登記を法務局に申請してください。

相続登記の申請は、登記申請書を作成し、戸籍等の必要な添付書類と併せて、不動産の所在地を管轄する法務局に提出して行います。

相続登記の申請手続について、分かりやすく解説・説明したハンドブックを法務局ホームページで公開しています。また、相続登記の登録免許税が一定の要件で免税措置となっています。



建物を相続したけれど、その建物の登記がない場合は？

古い建物を相続した場合など、事案によっては、建物としての登記がない場合があります(このような建物を「未登記建物」といったりします。)

この場合には、相続登記の申請をする前に、建物の登記(表題登記)の申請をする必要があります。

このような事案でお困りの場合には、建物の所在地を管轄する法務局又は専門の資格者である土地家屋調査士にご相談ください。

日本司法書士会連合会 からのお知らせ

相続登記の申請は、 司法書士にご相談ください。

- 相続が開始したことを知った方
- 遺産分割協議が必要な方
- 相続登記がまだ済んでいない方
- 事情により相続登記が困難な方
- 相続土地の国庫帰属を検討する方

相続登記相談センター

予約受付フリーダイヤル いさんの な や み に



0120-13-7832



遺産相続でお悩みの方、
お電話ください。

相続登記相談センター特設サイト

にっしれん

検索



日本土地家屋調査士会連合会 からのお知らせ

相続登記の義務化へ向けて、 私たちもお手伝いします。

私たち土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査及び測量を行う専門家として、不動産の物理的状況を正確に登記記録に反映させるために、必要な調査及び測量を行っています。

例えばこんな場面で。

ケース1 相続した土地を 親族で分けることにした。

相続をしたけれど、土地の利活用のために親族で土地を分けてそれぞれの名義にしたいときは、分筆登記をすることになります。分筆登記は測量をして、土地の境界を確認する必要があります。

ケース2 親の土地を相続したが、境界が はっきりせず売却ができない。

土地の境界を明らかにするのが、私たち土地家屋調査士の仕事です。測量して、隣接所有者と立会いし、境界を確認していきます。確認が済めば境界標を設置し、土地境界確認書を作成することによって、土地の境界が明確になります。



全国1万6千人の
土地家屋調査士が
サポートします。